

文學研究における小説類史料價値の再認識

——『法苑珠林』、『冥祥記』の研究——

長谷川 愼

提要 本稿は特に小説類の史料價値に注目し、その史料批判を通して、文學、歴史等多様な方面の研究に寄與せんとするものである。研究班は王琰『冥祥記』の精讀に努め、文學、散文、六朝佛教の經濟、社會集團と佛教徒の關係等、諸問題の解明に意義ある材料の發見を得ている。

一 導 言

大谷大學真宗総合研究所一般研究者槻班の研究活動

現在我々は、大谷大學真宗総合研究所一般研究のグループのひとつとして、『法苑珠林』の総合的研究」と題し、二〇〇五年四月から研究を開始した。本稿はそこから得られた知識をもとに、文學研究における注意點等を促すのが目的である。特に今回は散文史研究に着目し、そのいくつかの注意を喚起するものである。本研究會ではスタッフに文學研究、佛敎學研究、史學研究、また、日本文學における説話研究など、大谷大學の特徴を活用した専門家を擁し、各々の研究分野の見地からさまざまな意見を得ている。

現在の研究の對象は、『法苑珠林』の中から説話文學として興味深い宋の王琰の『冥祥記』に注目し、そこでの記述を

明らかにしようと努めている。したがって、本稿についてもこの『冥祥記』から得られた知識であることを先ず断っておく。この『冥祥記』は本来志怪小説として位置づけられているが、王琰自身では歴史家としての意識のもと編纂されていることに注意しなければならない。従って、ここで記されていることはたんなる荒唐無稽なお話というわけではなく、歴史に留めておかなければならない事実としての意識のもと集められているのである。むろん、これを対象として古代志怪小説研究を進めることも重要であるが、事実を記そうとする態度についてもとりわけ注意しなければならない。その態度を高く評価して、梁代には慧皎の『高僧傳』にその資料として用いられたこと、或いは『法苑珠林』が多大な佛敎百科事典として形成されるときに『冥祥記』の大部分を信頼できる資料として用いたことなどを重く受け止めて考慮する必要がある。

二 散文研究資料としての『法苑珠林』について

1 法苑珠林について

『法苑珠林』は唐の釋道世の撰である。佛典の訓詁を知るのに便利である。全體を百篇にわけ、各篇を細分して六百六十八部にしている。篇毎に述意がある。唐の總章元年(六六八)に著され、その時點までに現存したあらゆる資料が涉獵されていることが最大の特徴である。引用經論四百數十種の中には偽經や、道教の諸書、雜書の類も含まれてやや雜駁であるといえるが、そうした部分を以って當時の中國佛敎を知ることにもまた事實である。本書はその廣範圍にわたる引用と詳細な内容區分とのために、古來一切經の檢索に、あるいは一切經にかわる典據として利用されてきた。

ところで現在の『法苑珠林』には大きく分けて二系統あり、一つは百卷本、もう一つは百二十卷本である。この兩者にはいかなる差があるかといえば、その實は全く同一のものであり、百卷本の系統は明萬曆年間に方冊裝丁の大藏經が世に出る以前の體裁のもので、百二十卷本の系統は方冊版となった嘉興藏を由來としている。すなわち、その差は折帖

の體裁から方冊の體裁へと變つたことのみであり、單に裝丁の差以外にはさほど大きな違いはない。四部叢刊本も明萬曆本を底本としているので百二十卷本の系統に屬している。方冊版は經費も少なく濟み、簡便であるのでよく普及したようである。なお、日本においてもこの方冊本嘉興藏が明本として早くから傳わり、日本寛文九年（一六六九）には、この方冊本嘉興藏の版式に従った和刻が刊行²されている。

我々の研究會では最も原型に近いと考えられる本を底本として用いる立場にあるため、百卷本を使用し、適宜、百二十卷本系統をもつて参照し、理解を進めている。底本には高麗大藏經を使用している。

2 散文研究史料としての『法苑珠林』について

『法苑珠林』には、今は佚してしまった翻譯經典や、或いは偽經などが保存されており、漢譯佛典や、中國佛敎學、佛敎史の研究に貴重な資料を提供するなど、また文學の分野からも説話、傳奇類の寶庫として利用すべきものが多い。日本においては、『今昔物語集』震旦の部に本書を典據とするもの、あるいは關連するものが數多くあり、その影響は計り知れない。本書の佛敎百科全書としての利用價值は大きく、日本においては古くより大藏經要覽として多く利用されてきた。あるいは佛典の原典に當たることなく、本書から孫引きすることも少なくない。

『法苑珠林』を散文研究に用いることについては、上記のような雜駁な收集態度を理解したうえで、その歴史的な事實を求めるのではなく、そのことが記されたことの背景にあるものを讀み取ること努めなければならぬ。こうした背景の検討は、散文作品のみならず、さまざまな文學作品に等しく見受けられる作成における態度を反映している。『法苑珠林』もまた、作成態度につながる記載を注意深く取上げることが求められるのである。とはいえ、資料的な限界も存在するので、扱い方は傍證に用いることのみになるであろう。

三 冥祥記の姿について

1 『古小説鈎沈』とその位置づけ

『法苑珠林』の総合的研究』で當面扱っている題材は王琰の『冥祥記』である。『冥祥記』については『隋書・經籍志』において子部・小説家類とはせず、史部・雜傳類に著録している。これはこの當時において、志怪小説と分類される作品も、事實を記録したものとして認識されていたことを示している。

この『冥祥記』についてもっとも簡便に見ることのできる輯本は魯迅の『古小説鈎沈』である。中國小説史略の副産物とも言うべき『古小説鈎沈』は、完本が傳わらない六朝志怪の全貌を窺い知るために有効である。散文研究における背景の検討においてもやはり有効である。しかしながら小説類を史料として用いることについては、やはり多くの問題点を残すことになるので、史料としての限界点を常に意識して利用しなければならぬ。とはいえ、この『古小説鈎沈』には見るべき事柄が非常に多く、單に小説として見過ごすことは、多くの貴重な史料を見逃すことにつながる。『冥祥記』についても同様である。

2 『冥祥記』の配列について

我々の得た研究成果としては次のようなものを擧げることができる。まず、魯迅が『古小説鈎沈』で『冥祥記』を収録し、評點を施し、配列を整えて以來、多くの研究家はその配列に特に疑問を抱くことなく使用してきた。ただしそこには幾つかの問題があると思われる。その一つとしては、王琰の意圖する配列と魯迅の輯集した配列とが一致していないと考えられる點を擧げなければならない。魯迅は『古小説鈎沈』に『冥祥記』を収録するに際して、概ねその配列を説話の出現時代に従って整えてある。つまり、漢の明帝から始まって晉、宋、と時間列に並べてあるのである。ところ

が、王琰自序として傳わる文から窺われる事實として、その配列に關して王琰自身は次のように言っている。

其餘銓示繁方、雖難曲辨、率其大抵、允歸自從。若夫經塔顯效、旨證亦同、事非殊貫、故繼其末。³

この部分から察するに、王琰自身の配列は少なくともジャンル毎に配列されていたと考えるのが妥當である。また、『法苑珠林』で『冥祥記』を引く際には、各部の「感應緣」に説話を載せ、「右何驗出冥祥記」とあり、數驗まとめた形で引くことが多く、單發的に収録することが少ない。『法苑珠林』編纂のころには『冥祥記』は散逸していなかったと考えられるので、これを引く際に數驗群をなしていることは、『冥祥記』の本來の姿を考える際の手がかりになりうるものと考えている。また、梁慧皎の『高僧傳』においても、『冥祥記』を参照しており、慧皎自身も序において

臨川康王義慶宣驗記及幽明錄。太原王琰冥祥記。彭城劉俊益部寺記。沙門曇宗京師寺記。太原王延秀感應傳。朱君臺徵應傳。陶淵明搜神錄。竝傍出諸僧敘其風素。⁴

とあるように、『冥祥記』を大いに参照したことが窺える。『高僧傳』は高僧の徳目ごとの配列となっており、決して單純な時間的な配列ではない。また、『法苑珠林』も百編に及ぶ編目ごとの配列であってこちらもまた時間的な配列ではない。こうしたことから改めて『冥祥記』の配列を考えた場合、魯迅の配列のような機械的な時間的な配列であったのかという疑問が生じてくるのである。恐らくは王琰自序の文から察しても、その以後の書籍の配列の方法から察しても、類話毎の配列であったことが妥當であろうと考えられる。そこで我々は、『冥祥記』を原典とする類話の抽出を『法苑珠林』の部立てに従って行ってみた。ここでの配列が本來の『冥祥記』の配列であると言ふことは出来ないが、類話毎に並べ替へることによって見えてくる事實もあるのではないかと期待している。現時點においていえることは、王琰自身の感應譚が觀音應驗にあるように、『法苑珠林』の編目番號六「敬佛篇」における「觀音部」が最も多く、自序を含めて十四

話収めている。

ただし、『法苑珠林』の配列に従って並び替えることに際しても、まだいくつかの問題点を解決しなければならない。その一つとしては、王琰より後の話が『法苑珠林』において「出冥祥記」という例が何件かあることが挙げられる。この点については、いくつかの可能性が考えられるが、今回の主題とするべきことではないので、今回は問題点の提示のみ記しておく。

四 散文研究における『冥祥記』の使用法

1 冥祥記王琰自序について

王琰自序は『法苑珠林』巻十七敬佛篇にある。散文史研究の立場から、この自序を検討してみる。本来小説類は散文の範疇からは除外されるべきであるが、王琰の自序からは自らを史傳家としての認識によって書かれていると見ることが出来る。その一例としては、志怪という荒唐無稽な話に眞實味を與えるために、その話題の具體的な年月日や、その状況を目撃した人物の特定など、その信憑に特に力を注いでいるからである。撰者の王琰は、當時の名家である太原の王氏の出身であり、南齊の太子舍人、梁の吳興縣令となったことが知られている。とはいえ、彼については史書に傳記がない。

王琰の自序については、『冥祥記』を綴るきっかけとなる、本人が體驗した二度にわたる觀世音應驗が記されている。また、王琰の佛教理解に關してどの程度であったかは、知り得べき史料も極めて少ないが、彼は居士のまま、つまりは出家することなく、佛教庇護者の立場であったものと思われる。彼には神滅論者の范縝との間に論争があったことが知られており、范縝の神滅論に對してこれを難じている。しかしながらこのことを以って彼が佛教に特段の理解を示していたと判断するにはまだ早く、蕭子良ほかの論に同調したことがその主な理由であろう。ただ、こうした立場の表明に

よって施主としての活動は容易であったであろうし、また、彼のもとにさまざまな佛教應驗譚がおおく集まったことも首肯するに足る。

このように、王琰の立場から考えて、説話を収集する環境にあったこと、そこで得られた説話をどのように理解していたか等、多角的に観察して、これらを史料として用いるために、その核となる部分以外をそぎ落とす過程が必要である。小説類の史料的な精度を高めることによって得られる事柄に注意をはらわなければならない。

2 『冥祥記』を史料として用いた場合に見られる事柄

以上のようなことから、『冥祥記』に限らず、史料批判を施し、資料的限界を明かした上で、説話の背景にある部分に注意して使用する必要がある。意外なことに、正史等に記載されている志怪的、傳奇的な事柄に関しては、我々はまだ疑いを入れずに利用する。常に資料的限界を提示することを意識しなければならない。特に『冥祥記』においては、王琰自身の史傳家としての立場や、その著述動機に直接結びつく社會的背景など、多くの注意すべき事柄が記されている。自序においては、私鑄錢や佛像の竊盜などの社會狀況が記されており、佛教を信奉する人々の感情など、見るべきものが多い。また、自序において注意しなければならないのは、居士としての王琰自身についてである。王琰は前述のように、その家柄は名家であり、富裕層であるはずであるが、幼い時に交阨への流轉があるなどの事柄が記されている。また、觀音の應驗を記すくんだりでは次のようにある。

時日已暮即馳迎還。其夕南澗十餘軀像。悉遇盜亡。其後久之、像於曠暮開放光、顯照三尺許地。金輝秀起、煥然奪目。琰兄弟及僕役同睹者十餘人。于時幼小不即題記、比加撰錄忘其日月、是宋大明七年秋也。至泰始末、琰移居烏。衣周旋僧、以此像權寓多寶寺。……

僕役を含むこれらの人々十數人は、施主王琰のもとに暮す者たちであろう。あるいは「周旋僧」と言う表現もあり、王琰が檀越であったことがここから窺える。つまり、居士である。居士として佛法を奉じていたならば、自宅構内に僧や衆生を圍う必要が有り、私財を投ずることが求められる。僅かながらも、そうした背景を知りうる記述があることに注意しなければならぬ。さらに、嘗ての家柄を誇った施主としての活動が出来ていたならばよいが、王琰の場合、やや零落にあったであろうと推測できる。それは交阨への流轉や、同じ構内に住むものが兄弟や僕役など十數名であったこと（これは多い数とはいえないであろう）などから判断することができる。

3 六朝期の經濟と佛教

さてそうしてみたならば、佛僧の活動資金についても理解する必要がある。佛僧の經濟活動の根幹となるのは、この當時にあつては譯經作業の費用、寺院の經常的な維持費、その他活動資金等さまざまである。時には爲政者による援助などもあつたが、多くは施主からの提供にあずかる状況であつた。王琰もまたこうした活動資金の援助を行なつていたのであろうし、本人もまた篤信者であつたであろうから、施主としての立場を全うしたのであろう。

佛教徒の側から見れば、施主には相應の影響力を見込む。著名な人物を施主に迎えることが出来れば、有効に活動を進めることが出来る。なぜならば、著名人であればその發言の影響力は廣く、佛法を敷衍させることに非常に效率的である。

施主の生活においてもいくつかの史料提示が可能である。例えば、施主に共通に見られることとして裕福であることの美徳が『冥祥記』に登場する人物に多く見ることが出来る。その中に次のような例を示すことが出来る。

晉抵世常、中山人也。家道殷富。太康中、禁晉人作沙門。世常奉法精進、潛於宅中起立精舍、供養沙門、于法蘭亦在焉。⁶

ここでは「晋人の」としていることから、外國人の出家に對しては限定して見えないことが分る。ここに見えるように施主が出家することを禁止したのであれば、出家以外の佛法を奉じる手段を用いる。また、出家せずに家の構内に寺・塔を建て、多くの僧侶をそこで圍うことも、施主に求められる器量となる。

また、寺院や寺塔を建てることについては新造よりも修造という意識が働いていたようである。これは私財の無駄な投機を防ぐことにもなり、またその方に福德があるという發想自體にも魅力があったことであろう。『冥祥記』では次のような條がある。

晉提陀勒、不知何國人也。嘗游雒邑、周歷數年。雖敬其風操、而莫能測焉。後語人曰、盤嶋山中有古塔寺。若能修建、其福無量。……⁷⁾

新たに作るのではなく、既にあるものを修復して用いることの美德を述べている。これについては『法苑珠林』卷第三十八・敬塔篇第三十五・故塔部第六に「依像法決疑經云。造新不如修故。」と記している。こうした精神についても六朝期の居士について考える際に必要な知識となるであろう。

六朝期の居士の生活には以上のようなことが知られた。従って、このことを他の散文家にあてはめることによって、その態度等が知られるであろう。例えば謝靈運は最も六朝文化を代表しているといえる。謝靈運の佛教經典や佛教教義に對する理解についてはこれまでにも多く議論が繰り返されているので、ここで取り立てて述べることはしない。ただ、佛教との接觸についてはあまり多く研究されているとは言えず、この點において、聊かの見解を述べておく必要があると思う。謝靈運自身、老莊佛教的な思想へと傾倒していくわけであるが、ただ本人の興味からそうした思想を追及したのみというわけではない。佛教側がその思想活動を行なう上で、その經濟的な援助を檀越に頼ることについてはすでに述べた。有力者との結びつきを強めることによってその教理の敷衍に有效であるからである。では、檀越の側から佛教

との結びつきについて考えた場合はどうであろう。それは佛教教理の孤高性が貴族的優越意識と結びつくところにあるであろう。つまり雙方に都合のよい部分が結びついたのである。六朝期における貴族と結びつく佛教は施主も衆生も共に救済するとの意識は乏しく、一方的に衆生を救済してやるという高踏的な性格であるといえる。謝氏の佛教保護についてもこうした意識が働いたものと思われる。従って、謝靈運の生活環境においては、こうした土壌があらかじめ用意されていたところに注目しなければならぬ。彼らの周りには、自然と佛教教理や思想が次々と流れ込む環境が備わっていたのである。これは謝氏のみではなく、當時の有力者において等しく見ることのできる事柄であろう。

4 文人集團と佛教

先に述べたように、佛教思想の文學への流入は寺院のみで行なわれたわけではなく、有力者の自宅においても同じように交流がなされていたことがわかった。佛教側が有力者に施主となることを求め、有力者側は施主となることに高踏的優越性を満たされた。しかしながらただそうした優越性を刺激されたことのみではなく、有力者側は文學者としての素養をも兼ねているわけであるから、佛教教理に觸れる新鮮味から、文學に對して新たな題材の擴充という部分も大いに影響を及ぼしている。また、永明聲律説も佛教の流入によって他國語に直接觸れた刺激によって發生したことであり、教理や世界觀からの題材擴充のみではなく、文體においてもおおいに影響を及ぼしたのである。當時文人が集團化し、遊戯性を含んだ集團文學を構成していったこともまた、施主の活動を行なってきた有力者の態度と關係がある。當時文人集團を形成したひとり桓温が、佛法を奉じて施主となった記事も『冥祥記』に見ることができる。

晉大司馬桓温、末年頗奉佛法、飯饌僧尼。有一比丘尼、失其名、來自遠方、投温爲檀越尼。纔行不恆、温甚敬待、居之門内。

尼每浴、必至移時。温疑而窺之、見尼裸身揮刀、破腹出臟、斷截身首、支分瓣切。温怪駭而還。及至尼出浴室、身形如常。温

以實問。尼者云「若遂凌君上、刑當如之。」時溫方謀問鼎、聞之悵然。故以戒懼、終守臣節。尼後解去、不知所在。

ただし、これも桓温本人とみるべきではなく、桓温に代表されるような文人全般に共通する態度であろう。先に述べたように、説話を扱う場合は特定の人物の行動に對してそれを事實か否かと追及するのではなく、そうした行動がどのような背景によってなされたかに注目して検討する必要があるのである。従って、桓温はその代表として擧げられるのみであつて、集團を形成する文人に共通に見られる事柄であるときであり、説話に登場する人物は社會情勢や扱う内容によって、或いは時代によって適宜相應しい人物をあてはめていると考察する必要がある。

五 結 語

小説類もまた散文家の活動背景について知る史料として用いることが出来ることについて述べてきた。我々の研究態度は散文に限定するものではないので、未だ茫洋とした史料検討の域を脱し得ないが、以上見てきたような方法を用いることによって知り得る事實も少なくはないと考える。施主の態度やその活動については、従来用いられてきた史料の範囲ではそれほど多くの事柄を知り得るものではないが、小説類を非説話化して、その表現に到る過程を観察し、他の史料と交互に検証することによって、作成態度に結びつく事柄を見出すことも可能であると考えられる。今回はこうした作成態度に注目する小説類の取り扱いについて紹介した。具體的に『冥祥記』について見たならば、魯迅が輯集した『古小説鈎沈』では、その體裁に疑問があり、テーマごとに類話を集めなおすことによって、新たに知られる事柄があることについても述べた。

現在は『冥祥記』に限った内容ではあつたが、テーマ選別に關わる編集態度に注目することによって得られる事柄は決して少なくない。また他の佚書についても同様の視點による研究を進めるべきである。とくに、文學の集團化が見ら

れるこの六朝期においては、その集團化に向かう態度やそこでなされた文學活動との關係に注目する必要がある。集團化に向かう態度についてもさまざまな變遷があるので、それらの動向にどのようなパターンがあるのかを分析し、それぞどのような文學活動に展開していくのかを見えていくことが重要である。

注

- 1 明嘉興藏の版式は毎行二十字詰、十行、行間に界線をもつ。寛文九年の和刻は界線をもたないが、二十字詰、十行の體裁は完全に一致している。
- 2 『法苑珠林』は日本においても版行されており、宋元豐三年刊の北宋版を翻刻した日本康曆三年（一三八一）の五山版があるほか、江戸時代に入っても版行されている。
- 3 『法苑珠林』卷第十七 敬佛篇（大正五三・四一一b）
- 4 『高僧傳』卷第十四 序（大正五〇・四一八b）
- 5 『南史』卷五十七 列傳第四十七范雲・從兄續 “此論出。朝野諠譁。子良集僧難之而不能屈。太原王琰乃著論譏續曰、「嗚呼范子。曾不知其先祖神靈所在。」欲杜續後對。續又對曰、「嗚呼王子。知其祖先神靈所在、而不能殺身以從之。」其險詣皆此類也。”
- 6 『法苑珠林』卷第二十八 神異篇（大正五三・四九二a）
- 7 『法苑珠林』卷第二十八 神異篇（大正五三・四九二a）
- 8 『法苑珠林』卷第三十三 興福篇（大正五三・五四五a）